

重要につき、必ずご覧ください

初等科新入生父母の皆様へ

このパンフレットには 2019年度 学習院初等科
児童総合補償制度別冊がついています。あわせて
お読みください。



学習院初等科 児童総合補償制度

(学生・こども総合保険)

のご案内(2019年度)

学習院初等科にご入学された方の制度です

(この保険は学校法人学習院が保険契約者となる団体契約です。)

団体割引

15%適用

保険料は

1日あたり約50円

(Aコースの場合)

賠償事故に対応!!

近年、高額な賠償事例が発生している
自転車運転中の事故のような、第三者
に対する賠償責任を
負った場合に1億円
まで補償します。

※示談交渉サービス付
(国内のみ)



学資費用を補償!!

扶養者の方がケガにより死亡または
重度後遺障害になられた場合に
授業料等の学資を補償します。

※扶養者の方が病気により死亡
された場合も対象となるコース
もあります。

手続きが簡単!!

医師の診査が不要の上、1回のお
手続で6年間(ご入学当初のご
卒業予定時まで)ずっと補償が続
き、安心です。

保 険 期 間

2019年4月1日午前0時*から2025年4月1日午後4時まで 6年間

募 集 締 切 日

2019年3月30日(土)まで(お早めにお手続きください)

(募集締切日は3月30日までとなっておりますが、なるべく入学手続と同時にしてお手続きください。)

※3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からの補償開始となります。

お 申 込 方 法

同封の払込取扱票(児童総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、
最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

学 校 法 人 学 習 院

加入コースは皆さまのニーズに合わせてお選びください。



ご加入コースと 一時払保険料		6年間 おすすめ	Aコース 110,000円	Bコース 99,000円	Cコース 88,000円
保 険 金 額	Ⅰ 賠償責任保険金額 ^(注1)		1億円限度(記録情報限度額500万円 ^(注4)) 示談交渉サービス付き(国内のみ)		
	Ⅱ 学 資 費 用 育 英 費 用	疾病学資費用 ^(注2) 保険金額(病気)	(1年につき)100万円	(1年につき)50万円	——
		学資費用保険金額 ^(注2) (ケガ)	(1年につき)100万円		
		育英費用保険金額 (ケガ)	(一時金)500万円		
	Ⅲ 児 童 本 人 の ケ ガ の 補 償	死亡・後遺障害 ^(注3) 保険金額	260.6万円	252.7万円	244.9万円
		入院保険金日額	3,000円		
		手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	2,000円		
	Ⅳ 児 童 本 人 の 病 気 の 補 償	疾病入院保険金日額	3,000円		
		疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍		
		放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍		
	Ⅴ 天災危険補償		Ⅱ・Ⅲのケガが補償対象となります。(Ⅱの疾病学資費用は除かれます。)		

- 上記は職種級別A(児童)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - 育英費用保険金・賠償責任保険金等のご加入においては、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。
 - (注1)賠償責任保険金の被保険者の範囲は3ページI.賠償責任補償をご参照ください。
 - (注2)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2025年4月1日までです。
 - (注3)保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
 - (注4)記録情報とは、情報機器等に記録された情報をいいます。情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。
- *昨年度の学習院初等科における「児童総合補償制度」の募集結果ではAコースの加入者が一番多くなっております。

学習院初等科 児童総合補償制度は

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 賠償責任補償（受託物の破損等の事故も補償）

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。
ご家族も補償*されます。



※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、
③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および
3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。
なお、①および③から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって
責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を
被保険者としてします。「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人（お子さまご本人）をいいます。

示談交渉 サービス付

日本国内において
被保険者に法律上の損害
賠償責任が発生した場合は
被保険者のお申出により、
示談交渉をお引受します。
（受託物の損害賠償を
除きます。）

II. 学資費用補償・育英費用補償

<疾病学資費用補償>

疾病学資費用補償（A・Bコース）にご加入の場合
は、扶養者が病気により死亡された場合に授業
料などの学費を実額でお支払いします。

<学資費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合
に、授業料などの学費を実額でお支払いします。

<育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡、または重度後遺障害になられた
場合に育英費用保険金額の全額を一時にお支払いします。



IV. 本人の病気の補償（疾病補償）

お子さまが国内外を問わず病気により入院、
手術・放射線治療を受けた場合にお支払いします。
病気の入院は1日目から補償します。



V. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされているので、
地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
によるケガの場合も傷害保険金、育英費用保険金、
学資費用保険金をお支払いします。



III. 本人のケガの補償（傷害補償）

国内外を問わずお子さまがケガにより死亡・後遺障害を被
った場合、入院、手術、通院した場合にお支払いします。
ケガの入・通院は1日目から補償します。



VI. 本人の食中毒・熱中症の補償

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約・熱中症危険補償特約
がセットされておりますので、お子さまの細菌性食中毒およびウイ
ルス性食中毒・日射または熱射による身体の障害をケガに含め、
傷害保険金をお支払いします。

**扶養者の方が
ケガで死亡または
重度後遺障害の状態に
なられた場合**

**お子さまが卒業するまでに必要な費用を
ご存知ですか？**

入学後の**6**年間で、約**554**万円＋生活費が必要です。
（入学金、入学諸費用を除いた教育費となります）

（学習院初等科ホームページ 入試説明会 ■入学後納付金より）



学資費用保険金のお支払例（Aコースの場合）

〔ご加入条件〕

- ・保険期間：6年間
 - ・学業費用支払対象期間：2025年4月1日まで
 - ・学資費用保険金額：（1年につき）100万円
- 〔実際にかかった費用〕
- ・授業料（年間実額）：73万4,000円
 - ・その他給食費・教材費等：約19万円

学資費用保険金は、入学当初のご卒業予定時までに支払った、
事故日以降の毎年の授業料等の学費を実額でお支払いします。
支払年度ごとに学資費用保険金額が限度となります。

育英費用保険金
500万円（一時金）支払

学資費用
保険金
100万円
限度

学資費用
保険金
100万円
限度

学資費用
保険金
100万円
限度

学資費用
保険金
100万円
限度

学資費用
保険金
100万円
限度

学資費用
保険金
100万円
限度

**扶養者の事故（ケガの場合）
1年生の4月30日の事故の場合**

お支払例は、ケガの事故の場合です。
※学資費用はA・Bコースの場合、病気によ
る死亡の場合も補償の対象です。育英
費用はケガの事故のみ対象となります。

1年生

2年生

3年生

4年生

5年生

6年生

※事故日以前に支払った学費は補償されません。保険金は学費実費を实际に
ご負担された後のお支払いとなります。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の育英費用、学資費用も補償されます。

■お申込方法・ご加入について

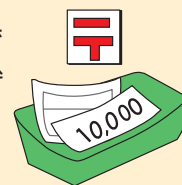
ご加入コースをご選択ください。
次に、ご加入コースの
保険料をご確認ください。
(保険料はすべて
一時払です)。



同封しております払込取扱票の
記入例を参考にして必要事項を
ご記入ください。



ゆうちょ銀行
または郵便局で
保険料をお振込
みください。



・申込人(扶養者)

学習院初等科に在籍する児童の父母の方

・被保険者(補償の対象者)

学習院初等科に在籍する児童の方(入学等手続を終えた方を含みます。)

※賠償責任保険はご家族も対象となります。

(注)学資費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。また、扶養者になれる方の詳細については別冊6ページをご確認ください。

・加入者証

この制度は団体契約のため、ご加入内容を記載した加入者証を募集締切後に作成し郵送いたします。

加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので大切に保管ください。

◎ 加入者証郵送時期: 5月下旬～6月下旬頃

■保険金のお支払事例 ～例えばこんなことが起こったら～

< 例1 >

お子さまがクラブ活動中に熱中症にかかり
5日間入院、退院後3日間通院した。



< 例2 >

お子さまがスポーツでうでを複雑骨折し、
10日間入院。手術を受けて退院後20日間
通院した。



< 例3 >

お子さまが自転車に乗っていて通行人に
衝突しケガをさせ、法律上の賠償責任を
負った。



< 例4 >

お子さまが盲腸で5日間入院し、手術を
受けた。



■事故が起こったら

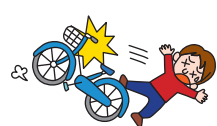
事故が起こったら

電話連絡をしてください

請求書を提出

保険金が支払われます

早急に(30日以内に)
ご連絡を

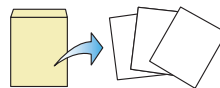


三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター

0120-258-189
(無料)



保険金請求書類が送付
されますので、できる
だけ早く書類を提出
ください。



銀行振込みで
お支払いします。



■変更があった場合や、脱退される場合

ご加入内容に変更があった場合や脱退される場合は、取扱代理店へご連絡ください。

■お問い合わせ先

●取扱代理店

株式会社学習院蓼々会

〒171-0031 東京都豊島区目白1-5-1

TEL 03-5979-7769(平日9:00～16:30)

●引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1